

# ウクライナ戦争と NPT 再検討会議

浅田正彦

## 目次

はじめに

1. ウクライナ戦争と核兵器
  - (1) ウクライナ戦争と核使用の威嚇
  - (2) ウクライナ戦争と核抑止および核拡散の危険
  - (3) ウクライナ戦争と消極的安全保証—ブダペスト覚書をめぐって
2. 第10回 NPT 再検討会議
  - (1) NPT 再検討会議の構成
  - (2) ロシアの主張と文書の変遷
    - (a) ザポリージャ原発をめぐる問題
    - (b) ブダペスト覚書をめぐる問題
  - (3) 中国の主張と西側諸国の反論
    - (a) オークスをめぐる問題
    - (b) 核共有をめぐる問題
  - (4) 核兵器の使用をめぐる問題
    - (a) 消極的安全保証
    - (b) 核兵器の先制不使用

おわりに

## はじめに

1995年の核兵器不拡散条約（NPT）再検討・延長会議において、準備委員会が再検討会議の議題やその各主要委員会への割当て、手続規則などの手続事項のみならず、実質事項についても議論することが決定されて以来、5年のNPT再検討サイクルのうち4年（3年の準備委員会と1年の再検討会議）にわたって、核兵器の不拡散と核軍縮の進捗状況が検討されるようになった。それ自体、NPTの再検討プロセスの強化として歓迎すべきことであるが、

その結果として、NPT 関連の会議があたかも年中行事のように開かれることとなり、議論がマンネリ化しているとの印象を持ってきた専門家も少なくない。

しかし、今年（2022年）は違った。1つは、6月に核兵器禁止条約（TPNW）の第1回締約国会議が開かれたこと、8月にコロナ禍で延期を重ねてきた第10回 NPT 再検討会議がようやく開かれたこと、今1つは、ロシアによるウクライナ侵攻に関連して、ロシアが核兵器の使用を示唆する発言を繰り返していることなど、核兵器に関連する大きな会議や事態が連続して開催され、発生しているからである。本稿では、時系列に従って、まず後者を取り上げてその国際法上および核軍備管理上の含意を検討し、その後、それと密接に関連した議論が展開された NPT 再検討会議について考察を加えることにしたい。併せて、ロシアをめぐる文脈からは外れるが、50年の節目となった第10回 NPT 再検討会議において注目された別の問題として、中国による主張等についても触れることにしたい。

## 1. ウクライナ戦争と核兵器

### （1）ウクライナ戦争と核使用の威嚇

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、世界に大きな衝撃を与えた（以下、年が特定されていない場合は、原則として2022年である）。その直前に行われたベラルーシ領域におけるロシア軍とベラルーシ軍の合同軍事演習が、北大西洋条約機構（NATO）への加盟を目指す<sup>1)</sup> ウクライナのゼレンスキー大統領に対する圧力を意図していることは誰の目にも明

---

1) ウクライナ憲法は、ポロシェンコ大統領の下における2019年2月の改正において、同国に NATO および欧州連合（EU）への加盟を義務づけた。“Ukraine President Signs Constitutional Amendment on NATO, EU Membership,” *RadioFreeEurope/RadioLiberty*, 19 February 2019, at <https://www.rferl.org/a/ukraine-president-signs-constitutional-amendment-on-nato-eu-membership/29779430.html> (accessed on 19 November 2022).

らかであったが<sup>2)</sup>、それがそのままウクライナへの侵攻へと繋がり、かくも長期にわたって継続すると予測した人は、多くはなかったはずである。15万人ともいわれるロシア軍が首都キーウを含め北方、東方、南方からウクライナへの侵攻を開始し、11月24日に開戦から9ヵ月を迎えた。

侵攻の当日、ロシアのプーチン大統領は次のように述べて（以下、「プーチン演説」という）、ウクライナ侵攻を主として個別的自衛権と集団的自衛権で正当化した<sup>3)</sup>。すなわち、一方で、NATOの東方拡大がウクライナにまで及びそうであることに言及しつつ、ロシアの存立そのものに対する真の脅威が存在するとし、ロシアを防衛するには他に方法がなかったなどとして、「個別的自衛権」の行使であることを示唆した。他方で、ウクライナ東部ドンバス地方においてジェノサイドが行われており、「ドネツク人民共和国」および「ルハンスク人民共和国」からの支援要請があったとして、国連憲章第51条に従い「特別軍事作戦」を行うことを決したと述べ、「集団的自衛権」に依拠した正当化を行ったのである。しかし、これらの主張が受け入れ難いことは、ロシアに対する武力攻撃が存在しないこと（個別的自衛権関連）、ドンバスの2つの「人民共和国」が、要請を行うことのできる国家としての要件を満たしていないこと<sup>4)</sup>（集団的自衛権関連）を指摘すれば十分である

- 2) ロシアは、NATOの不拡大を約束するロシアとNATO加盟国との間の条約案まで提示していた。その第6条は、「北大西洋条約機構のすべての加盟国は、ウクライナその他の国の加入を含めNATOのこれ以上の拡大を慎むことを約束する」と規定していた。“Agreement on Measures to Ensure the Security of the Russian Federation and Member States of the North Atlantic Treaty Organization (draft): Unofficial Translation,” Art. 6, at [https://augengeradeaus.net/wp-content/uploads/2021/12/20211217\\_Draft\\_Russia\\_NATO\\_security\\_guarantees.pdf](https://augengeradeaus.net/wp-content/uploads/2021/12/20211217_Draft_Russia_NATO_security_guarantees.pdf) (accessed on 19 November 2022).
- 3) UN Doc. S/2022/154, 24 February 2022, Annex, pp. 2, 5, 6, 7.
- 4) 国際法上の国家の定義として広く参照されるのは、1933年のモンテビデオ条約である。その第1条によると、国の要件として、①永続的住民、②確定した領域、③政府、④他の国と関係を取り結ぶ能力、が掲げられている。ドンバス地方の両「人民共和国」はロシアの傀儡国家として、少なくともその独立性（上記の④）に疑問がある。また一般に、独立を求めて内戦を闘っている過程での国家承認は、「尚早の承認」として、国際法違反の干渉に当たるとされる。田畑茂二郎『国際法新講上』（東信堂、1990年）81-82頁。これまでに両「人民共和国」を承認した国が事実上ロシアのみにとどまっている事実は、その証左でもある。国際社会も同様の評価であり、2022年3月2日の緊急特別総会の決議 ES-11/1は、ロシアによる両「人民共和国」

う<sup>5)</sup>。

プーチン演説において核兵器の観点から注目すべきは、「ロシアの存立そのものに対する真の脅威」への言及である。ロシアの『軍事ドクトリン』(2014年)や『核抑止国家政策基本原則』(2020年)には、ロシアが核兵器の使用の権利を留保するとしている事態として、①ロシアまたはその同盟国に対する核兵器その他の大量破壊兵器の使用に対応する場合と、②ロシアに対する通常兵器による侵略の事態で「国家の存立そのものが危うくなる場合」の2つが掲げられている<sup>6)</sup>。プーチン演説における「ロシアの存立そのものに対する真の脅威」への言及は、②の場合を指しているようにも思える。

また、3月に入ってプーチン大統領が「ウクライナは生物兵器を開発している」と述べ、安保理においてもロシアは、「特別軍事作戦」の過程で、米国防省の支援の下に行われていた生物兵器計画の痕跡を急遽一掃する作業に接したと主張した<sup>7)</sup>。ロシアは、ウクライナ軍が化学兵器の使用を「準備している」とも主張した<sup>8)</sup>。こうした主張<sup>9)</sup>は、ロシアのいわゆる偽旗作戦(ロシアが生物・化学兵器を使用し、それをウクライナが使用したと主張するも

---

の承認(2月21日)を「ウクライナの領土保全と主権の侵害」として遺憾とすると共に、承認を即時無条件に撤回するよう要求している。UN Doc. A/RES/ES-11/1, 2 March 2022, paras. 5, 6.

- 5) この点の詳細につき、浅田正彦「ウクライナ戦争と国際法—政治的・軍事的側面を中心に—」浅田正彦・玉田大編『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済(仮)』(東信堂、近刊)参照。
- 6) *Military Doctrine of the Russian Federation 2014*, approved by the President of the Russian Federation on 25 December 2014, para. 27; *Basic Principles of State Policy of the Russian Federation on Nuclear Deterrence*, approved by Executive Order of the President of the Russian Federation of 2 June 2020 No. 355. 本文で言及した①と②は、2014年と2020年の文書に共通のものであり、2020年の基本原則では、さらに③ロシアないしその同盟国に対する弾道ミサイルの発射情報、④核戦力による対応行動を損なうようなロシアの重要な政府施設・軍事施設への敵による攻撃、が言及されている。
- 7) UN Doc. S/PV.8991, 11 March 2022, p. 4. 中満泉国連軍縮担当上級代表は、国連にはそうした情報はない(not aware)としている。Ibid., p. 3.
- 8) 『産経新聞』2022年3月20日。
- 9) See CWC Coalition, “Timeline of Chemical and Biological Weapons News Developments during Russia’s 2022 Invasion of Ukraine,” August 2022, at <https://www.cwcoalition.org/cw-and-bw-timeline-ukraine-russia/> (accessed on 15 September 2022).

の)による化学兵器使用の前兆であるとも見られたが、さらに戦況の行方によっては、劣勢を挽回するための核兵器の使用を正当化するための布石として、上記①(大量破壊兵器の使用への対応)にも関連していると考えられる。このように見てくると、ロシアは、侵攻のごく初期の段階から核兵器使用の布石となるような関連した発言を繰り返していたということになる。

のみならずロシアは、核兵器の使用の威嚇を、より直接的な形でも行っている。早くも侵攻当日に行った演説(プーチン演説)において、プーチン大統領は、ロシアは今日、「世界で最も強力な核大国の一つ」であると述べると共に、外部からの介入を考えている者への「きわめて重要な」警告として、「我々の邪魔をしようとする者、特に我々の国と人民を威嚇しようとする者は誰であれ、ロシアの反応は即時であり、その帰結はこれまでに見たことのないようなものとなることを知るべきである」として、核の使用をチラつかせていたのである<sup>10)</sup>。また、2月27日には、プーチン大統領が、戦略軍を特別戦闘態勢(special mode of combat duty)に移すよう命じているが、これは核戦力を念頭に置いた動きと理解された<sup>11)</sup>。

4月27日には、プーチン大統領は、サンクトペテルブルクでの演説において、「外部からの介入を意図して我々にとって受け入れがたい戦略的脅威となるならば、我々の反撃は稲妻のように素早いことを知るべきだ」、「我々に手段はすべて揃っており、自慢ではなく、必要があれば使用する。このことをすべての人に知ってほしい。そのための決定はすでに行っている」と述べたが<sup>12)</sup>、これは、ウクライナを軍事支援する米欧を威嚇し、核兵器の使用を

---

10) UN Doc. S/2022/154, op. cit., pp. 4, 7.

11) Patricia Lewis, "How Likely Is the Use of Nuclear Weapons by Russia?," Chatham House, 1 March 2022; Jim Rice, "A Nuclear War Cannot be Won and Must Never Be Fought," *Sojourners*, 3 March 2022; William Burr and Jeffrey Kimball, "Nuclear Threats and Alerts: Looking at the Cold War Background," *Arms Control Today*, Vol. 52, No. 3 (April 2022), p. 20.

12) Maureen Breslin, "Putin Warns of 'Lightning Fast' Response If Any Nation Intervenes in Ukraine War," *The Hill*, 28 April 2022, at <https://thehill.com/policy/international/russia/3469863-putin-warns-of-lightning-fast-response-if-any-nation-intervenes-in-ukraine-war/> (accessed on 8 October

チラつかせたと受け止められている。

さらに、9月のウクライナによる反転攻勢を受けてプーチン大統領が行った、9月21日の部分的動員令の発表演説においても、NATO 諸国の高官が、ロシアに対する核兵器の使用の可能性と許容性を語っているとし、ロシアは NATO 以上の近代的な兵器を保有しており、領土保全が脅かされる場合には、ロシアとその国民を守るために利用可能なすべての兵器システムを使用する、「これははったりではない (This is not a bluff/I'm not bluffing)」、と述べ<sup>13)</sup>、より明確に核兵器の使用の警告を行った<sup>14)</sup>。

その後、9月23日～27日にウクライナの東部・南部4州（ドネツク、ルハンスク、ヘルソン、ザポリージャ）で行われた「住民投票」を受けて、9月30日に署名された「条約」によるそれらのロシアへの併合は、ウクライナがそれらの州の奪還を目指して反撃を続ける場合には、ロシアが核兵器の使用を留保している②の場合（ロシアに対する通常兵器による侵略の事態で国家の存立そのものが危うくなる場合）に該当するとの主張<sup>15)</sup>を可能にするものである<sup>16)</sup>。そして、まさにその「条約」の署名式において、プーチン大統

2022)。

- 13) “Read Putin’s National Address on a Partial Military Mobilization,” *Washington Post*, 21 September 2022; Kevin Schofield, “I’m Not Bluffing’: Vladimir Putin Warns the West He Is Willing to Use Nuclear Weapons,” *Huffpost*, 21 September 2022, at [https://www.huffingtonpost.co.uk/entry/vladimir-putin-says-he-is-willing-to-use-nuclear-weapons\\_uk\\_632aacf1e4b07198f013d40f](https://www.huffingtonpost.co.uk/entry/vladimir-putin-says-he-is-willing-to-use-nuclear-weapons_uk_632aacf1e4b07198f013d40f) (accessed on 1 October 2022). 同様な発言は、メドベージェフ前大統領によっても繰り返されている。“Medvedev Raises Spectre of Russian Nuclear Strike on Ukraine,” *Reuters*, 27 September 2022.
- 14) これに対してアメリカのバイデン政権は、プーチン大統領の発言を「極めて深刻に」受け止め、もし核兵器を使用するならば破滅的な帰結となるとして、ロシアに警告したという。“Analysis: Truth or Bluff? Why Putin’s Nuclear Warnings Have the West Worried,” *Reuters*, 28 September 2022. その他の警告や懸念の表明につき、後述も参照。
- 15) メドベージェフ前大統領は、住民投票に関連して、併合を歓迎したうえで、併合地域が攻撃された場合の「核兵器使用の権利」に言及している。『読売新聞』2022年9月29日。また、この時期、ロシア南部チェチェン共和国のカディロフ首長は、ウクライナ東・南部4州の防衛に関して、「低出力の核兵器の使用」を提案したとされる。『読売新聞』2022年10月3日。
- 16) もっとも、ウクライナはその時すでに、ロシアに併合されたクリミア半島のロシア軍航空基地に対して攻撃を実施しており、ウクライナ自身がそのことを認めている。『日本経済新聞』2022年9月8日。また、ロシアによる4州併合後も、ウクライナは4州奪還の軍事行動を続け

領は、第2次世界大戦中のアメリカによる広島・長崎への原爆投下について触れ、「彼らは前例を作った」とも述べている<sup>17)</sup>。

こうした言動は、2022年1月3日に5核兵器国の発出した共同声明<sup>18)</sup>や、2021年6月のジュネーブにおけるバイデン大統領とプーチン大統領の首脳会談後に発出された共同声明<sup>19)</sup>、少なくともその趣旨に真っ向から背馳するものである。そのいずれにおいても、レーガン大統領とゴルバチョフ大統領が1985年11月のジュネーブにおける首脳会談で合意した「核戦争に勝者はなく、核戦争は決して戦ってはならない (a nuclear war cannot be won and must never be fought)」<sup>20)</sup> という原則が言及されていた。

このように、ウクライナ戦争との関係でロシアが核の威嚇を続ける中で、アメリカは、サリバン国家安全保障担当大統領補佐官を中心に、ロシアによる核兵器使用の可能性についてロシアに対して直接に警告を送ってきたとき

---

ている。

- 17) “Signing of Treaties on Accession of Donetsk and Lugansk People's Republics and Zaporozhye and Kherson regions to Russia,” The Kremlin, Moscow, 30 September 2022, at <http://en.kremlin.ru/events/president/news/69465> (accessed on 5 October 2022).
- 18) “Joint Statement of the Leaders of the Five Nuclear-Weapon States on Preventing Nuclear War and Avoiding Arms Races,” 3 January 2022, at <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/01/03/p5-statement-on-preventing-nuclear-war-and-avoiding-arms-races/#:~:text=We%20intend%20to%20continue%20seeking,benefit%20none%20and%20endanger%20all> (accessed on 19 November 2022). NPT 再検討会議の初日（8月1日）には、アメリカ、イギリス、フランスの3国が、この共同声明の「核戦争に勝者はなく、核戦争は決して戦ってはならない」という点を再確認している。“Joint Ministerial Statement by the UK, US and France on the Importance of the Nuclear Non-Proliferation Treaty,” 1 August 2022 at <https://www.gov.uk/government/publications/continued-importance-of-the-nuclear-non-proliferation-treaty-npt-uk-us-and-france-joint-statement/joint-ministerial-statement-by-the-uk-us-and-france-on-the-importance-of-the-nuclear-non-proliferation-treaty#:~:text=We%20recognize%20and%20act%20with,of%20nuclear%20weapons%20since%201945> (accessed on 19 November 2022).
- 19) “U.S.-Russia Presidential Joint Statement on Strategic Stability,” 16 June 2021 at <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/06/16/u-s-russia-presidential-joint-statement-on-strategic-stability/#:~:text=Today%2C%20we%20reaffirm%20the%20principle,will%20be%20deliberate%20and%20robust> (accessed on 19 November 2022). 本文に述べた核戦争に関する原則は、この極めて短い共同声明においてわずかに合意できた点であった。
- 20) “Joint Soviet-United States Statement on the Summit Meeting in Geneva,” 21 November 1985.

れる<sup>21)</sup>。さらに、最近になって、中国（11月4日のドイツのショルツ首相との首脳会談での中国の習近平国家主席の発言）<sup>22)</sup> やインド（10月26日のインドのシン国防相とロシアのショイグ国防相との電話会談）<sup>23)</sup> といったロシア寄りと見られている国も、G20諸国（11月16日のバリ首脳宣言）も、核兵器を使用すべきではないとして核使用に反対の立場を明らかにしている。

このようにロシアによる核の脅しに対して批判が高まったことが背景にあるのか、プーチン大統領は、10月27日のバルダイ会議において、核使用の可能性について「ロシアが言及したことはない」と述べた。しかし同時に「核兵器が存在する限り、使用の危険性は常にある」とも述べている<sup>24)</sup>。またロシア外務省は、11月2日に声明を発表し、上記1月3日の共同声明を引用しつつ、そこで言及されている、核戦争は決して戦ってはならないという原則を繰り返すと共に、ロシアは、大量破壊兵器の使用を伴う侵略と、通常兵器による侵略で国家の存立そのものが危うくなる場合にのみ核兵器の使用を認めるとした上で、最も差し迫った課題は、核兵器国間の軍事衝突の回避であると述べた<sup>25)</sup>。しかし、その前日にはメドベージェフ前大統領が、ウクライナのすべての領土の返還はロシアの存立に対する脅威を構成するとして、核の使用をにおわせる発言をしていた<sup>26)</sup>。このように、ロシアによる核使用の

21) See, e.g., Brad Dress, "Sullivan Has Held Talks with Putin Aides amid Nuclear Fears: WSJ," *The Hill*, 6 November 2022, at <https://thehill.com/homenews/3722533-sullivan-has-held-talks-with-putin-aides-amid-nuclear-fears-wsj/> (accessed on 18 November 2022).

22) 『富山新聞』2022年11月4日。李克強首相も、東アジアサミット（カンボジア）において、核の威嚇は無責任であり、一部の国が示唆しているような形で核兵器が使用されないように確保する必要があるとして、不満を示したとされる。"China Premier Li Emphasised 'Irresponsibility' of Nuclear Threat at Asia Summit - U.S. Official," *Reuters*, 14 November 2022, at <https://www.reuters.com/world/china/china-premier-li-emphasised-irresponsibility-nuclear-threats-asia-summit-us-2022-11-14/> (accessed on 15 November 2022).

23) 『中國新聞』2022年10月27日。

24) 『読売新聞』2022年10月28日。

25) Ministry of Foreign Affairs of the Russian Federation, "Statement of the Russian Federation on Preventing Nuclear War," 2 November 2022, at [https://mid.ru/en/foreign\\_policy/news/1836575/](https://mid.ru/en/foreign_policy/news/1836575/) (accessed on 12 November 2022).

26) "Russia Ministry of Foreign Affairs Issues Statement on 'Prevention of Nuclear War,'" *Meduza*, 3 November 2022, at <https://meduza.io/en/news/2022/11/02/russia-ministry-of-foreign-affairs->



威嚇はややトーンダウンしてはいるものの、それを止めたという訳ではなく、その核戦略・核軍備管理上の含意はなお検討しなければならないであろう。

## (2) ウクライナ戦争と核抑止および核拡散の危険

ロシアは、ウクライナを侵略し、様々な形で核による威嚇を行っているが、関連する事実、皮肉にも核抑止が現実にも機能しうることを示している。

ロシアによるウクライナ侵攻の目的には様々なものがあるだろうが、プーチン大統領は大国であった旧ソ連への郷愁を滲ませながら、ウクライナへは侵攻しつつも、同じ旧ソ連を構成していたバルト三国には手を出していない。それは1つには、バルト三国が NATO の加盟国となっており、究極的にはアメリカの核の傘の下にあるからであろう。

他方で、アメリカを始めとする NATO 諸国も、当初の段階ではウクライナに対する武器支援を躊躇していたし（例えばドイツ）、その後も少なくともロシアを攻撃できる能力を持つ兵器の供与には慎重である。これはウクライナがロシアを攻撃し、それが NATO の供与した兵器によるものということになれば、武力紛争がロシア対 NATO へと拡大すること、さらにはロシアが劣勢を挽回するために核兵器の使用に踏み切る可能性があることを危惧したためであろう。ここでも、究極的には（ロシアの）核の抑止力が効いているということになろう。実際、プーチン大統領は、ウクライナ侵攻前から NATO を牽制しつつ、自国の核兵器を誇示して、核戦争に勝者はないと述べていたのである<sup>27)</sup>。

さらにいえば、アメリカのバイデン大統領が早い段階から、ロシアがウクライナに侵攻した場合でも、同国に米軍を派遣しないことを明らかにしてお

---

issues-statement-on-prevention-of-nuclear-war (accessed on 12 November 2022).

27) プーチン大統領は、2月7日の仏口首脳会談後の記者会見で、ウクライナが NATO に加盟し、軍事的手段を用いたクリミア奪還を決定すれば、欧州諸国は世界をリードする核兵器国の1つであるロシアとの戦争に自動的に巻き込まれることになり、その戦争に勝者はいないと発言していた。戸崎洋史『ロシアのウクライナ侵略と核問題の動向（ひろしまレポート2022年版別冊コラム）』1頁。

り<sup>28)</sup>、それがプーチン大統領のウクライナ侵攻につながったとの見方があるが、このバイデン発言は、1つにはロシア軍と米軍との衝突は核戦争（「世界戦争」）に至る可能性があることを危惧してのことであり、実際大統領自身そのことを明言していた<sup>29)</sup>。これも、ある意味でロシアの核抑止力が機能したということであろう。

このように、ロシアによる、そしてアメリカや NATO による核の抑止は、少なくとも今のところ機能しているように思える。しかしプーチン大統領は、核抑止を誤った目的のために使った<sup>30)</sup>。核抑止は、一般に、相手方による核兵器の使用を抑止するため<sup>31)</sup>、その他の大量破壊兵器の使用を抑止するため、あるいは使用される兵器の如何を問わず侵略行為を抑止するため、いわば必要悪として存在するものと考えられてきた。ところがプーチン大統領は、自国の侵略を他国に邪魔させないために核兵器の存在とその使用可能性を公に誇示することで核抑止力を行使し<sup>32)</sup>、それが部分的にはあれ成功している

28) バイデン大統領は、早くも2021年12月8日にそのような発言を行い、その後もそうした発言を繰り返している。Amanda Macias, "Biden Says U.S. Won't Send Troops Unilaterally to Defend Ukraine against Russia," *CNBC*, 8 December 2021, at <https://www.cnn.com/2021/12/08/russia-ukraine-news-biden-says-us-wont-send-troops-unilaterally.html> (accessed on 19 November 2022). その理由として、ウクライナは NATO に加盟しておらず、条約に基づく防衛義務が及ばないと説明し、併せて米ロが互いに攻撃を始めれば世界大戦になるともいつていた。『日本経済新聞』2022年1月21日。

29) バイデン大統領は、2022年2月10日に、ロシアがウクライナに侵攻した場合、ウクライナ国内に留まるアメリカ人の退避のために米軍を派遣する考えはないとし、その理由として「米国とロシアが互いに発砲を始めれば世界大戦になる」と述べている。Zachary Snowdon Smith, "That's a World War: Biden Says He Won't Send Troops to Help Americans Evacuate Ukraine," *Forbes*, 10 February 2022. 『産経新聞』2022年2月11日。

30) 2022年の NPT 再検討会議において、フランスは、「我々がウクライナで見ているのは、ロシアによる脅迫と強制である。これはフランスが抑止と呼んでいるものとは異なる」と述べている。"Conférence des Etats parties chargée d'examiner en 2022 le Traité sur la Non-prolifération des armes nucléaires, Débat général: Intervention prononcée par S.E.M. Philippe Bertoux," le 2 août 2022.

31) 核兵器の脅威のみを抑止対象とする抑止を「コア抑止 (core deterrence)」という。Committee on International Security and Arms Control, National Academy of Science, *The Future of U.S. Nuclear Weapons Policy* (National Academy Press, 1997), p. 15.

32) 通常兵器による全面侵攻を完遂するために核の脅しが使われたのは初めてのことである。Oliver Meier, "Back to Basics: The Nuclear Order, Arms Control, and Europe," *Arms Control*

のである<sup>33)</sup>。これは、究極的には核兵器の抑止力の効果とはいえるものの、上に述べた核抑止の考え方とはまったく異なる核兵器の利用、侵略戦争遂行という邪悪な目的のための利用である<sup>34)</sup>。

もっとも、それがプーチン大統領の計画を順調に進めることに役立つのかといえば、それは別である。ウクライナの NATO 加盟阻止を中心に、NATO のさらなる東方拡大を阻止するために行った軍事行動が、フィンランドおよびスウェーデンという北欧 2 カ国による 5 月 18 日の NATO 加盟申請へとつながったからである（唯一反対していたトルコも加盟容認に転じ、6 月 29 日に NATO 首脳会議は両国の加盟手続開始を決めた）。フィンランドとスウェーデンがロシアによるウクライナ侵攻後に NATO への加盟申請を行ったことは、NATO が究極的には核同盟であることを想起すれば、両国が核の傘の下に入ることを希望したものと理解することができる<sup>35)</sup>。実際、フィンランドのハービスト外相によると、同国による NATO 加盟申請の背景には、ロシアによる化学兵器や核兵器の使用の可能性があったという<sup>36)</sup>。

---

*Today*, Vol. 52, No. 3 (April 2022), p. 6. なお、1950年代以降のアメリカによる核抑止（核の脅し）の政策的な利用の歴史につき、Burr and Kimball, “Nuclear Threats and Alerts,” op. cit., pp. 20–24.

- 33) 通常兵器の戦争において核の脅しを使ったことは、新たな不安定化への分水嶺であったとし、プーチン大統領はパンドラの箱を開けたといわれる。Rishi Paul, “The Future Just Ain’t What It Used to Be: Emerging Trends and Their Impact on the Future of Nuclear Weapons Policy and International Security,” BASIC, 9 August 2022, at <https://basicint.org/the-future-just-aint-what-it-used-to-be/> (accessed on 30 August 2022).
- 34) この点は、2022年の NPT 再検討会議に提出された西側 3 核兵器国による作業文書が指摘しているところでもある。作業文書は、「我々は、軍事的な強制、威嚇、脅迫を意図した核兵器使用の可能性にかかる無責任なレトリックを拒否する」とし、「我々は、核兵器は—それが存在し続ける限り—防衛目的に資するべきであり、侵略を抑止し、戦争を防止すべきである」と述べる。NPT Doc. NPT/CONF.2020/WP.70, 29 July 2022, para. 3. 他方、こうした主張に対しては、オーストリア、コスタリカ、アイルランドなどの非核兵器国が、核による脅しの間に区別を設けることは有用ではなく、すべての核使用の脅しは国際法違反として非難すべきである、として批判している。Gabriela Rosa Hernández and Daryl G. Kimball, “Russia Blocks NPT Conference Consensus over Ukraine,” *Arms Control Today*, Vol. 52, No. 7 (September 2022), p. 28.
- 35) Francesca Giovannini, “Negative Security Assurances after Russia’s Invasion of Ukraine,” *Arms Control Today*, Vol. 52, No. 6 (July/August 2022), p. 9.
- 36) “Fears of Russia Using Nuclear Weapons Drove Helsinki to NATO – Interview with Finnish FM,”

以上のように、ロシアのウクライナ侵攻とそれに関連する諸事実は、核抑止が実際に機能することを示したように思える。しかし、逆にそれは、核不拡散の観点からは、伝統的な核抑止の概念を超えて、目的の如何を問わず、核兵器が軍事上・安全保障上有する能力・価値を顕示するという望ましくない実例を提供することになった。その結果、NPTに従えば核兵器の保有を認められていない核保有国（インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮）は、ますます核に固執し、その放棄はこれまで以上に困難になるように思われる。それどころか、核の保有に至っていない非核兵器国の中にも、今後核の保有に関心を示す国が現れないとも限らない、そうした核拡散の懸念を抱かざるを得ないのである<sup>37)</sup>。実際、アメリカのオースチン国防長官も、2022年11月のハリファックス国際安全保障フォーラムにおいて、ウクライナ戦争について、ロシアが撃退されない場合には、世界の独裁者が競って核兵器の取得に走り、「核拡散の危険なスパイラル」を引き起こす可能性があるという警告を発している<sup>38)</sup>。

---

8 September 2022, at <https://www.lrt.lt/en/news-in-english/19/1775140/fears-of-russia-using-nuclear-weapons-drove-helsinki-to-nato-interview-with-finnish-fm> (accessed on 23 September 2022). もっとも、フィンランドのニーニスト大統領は、NATOの加盟が決まっても核兵器の配備を求める意図はないと述べている。“President Niinistö: Finland Has No Intention of Siting Nuclear Arms on its Territory,” *YLE News*, 7 November 2022, at <https://yle.fi/news/3-12673743> (accessed on 14 November 2022).

37) 同様の指摘として、see, e.g., Michael E. O'Hanlon and Bruce Riedel, “The Russia-Ukraine War May Be Bad News for Nuclear Nonproliferation,” *Brookings*, 29 March 2022, at <https://www.brookings.edu/blog/order-from-chaos/2022/03/29/the-russia-ukraine-war-may-be-bad-news-for-nuclear-nonproliferation/> (accessed on 25 November 2022). 他方で、核拡散の可能性について比較的楽観視するものとして、Robert Einhorn, “Will Russia's War on Ukraine Spur Nuclear Proliferation?,” *Arms Control Today*, Vol. 52, No. 8 (October 2022), p. 12.

38) Paul McLeary and Alexander Ward, “Russia's Invasion of Ukraine Could Start a Race for Nukes, Austin Says,” *Politico*, 19 November 2022, at <https://www.politico.com/news/2022/11/19/russias-invasion-ukraine-race-nukes-00069593> (accessed on 20 November 2022).

### (3) ウクライナ戦争と消極的安全保証——ブダペスト覚書をめぐって

この点に関連して、ウクライナが核を放棄していなかったならば、ロシアによる侵攻はなかった、ウクライナによる核の放棄は誤りであった、との議論がある。例えばウクライナのクレバ外相は、ロシアによる侵攻直前の2月20日に、アメリカのCBSニュースとのインタビューにおいて、ブダペスト覚書の下で核を放棄したのは失敗であった旨述べていた<sup>39)</sup>、侵攻直後にはウクライナの駐イラン大使が、ブダペスト覚書の署名は「政治的な誤り」であったと述べている<sup>40)</sup>。

これらは、ウクライナが1994年12月に、ブダペスト覚書という名の安全の保証や一定の経済援助と引き換えに、その領域内にあった旧ソ連の核兵器を「放棄」したことを指摘するものである<sup>41)</sup> (端的にいえば、核があれば侵略はなかったとして核抑止力に言及するものであろう)。ウクライナと米英口の3核兵器国が署名したブダペスト覚書<sup>42)</sup>には、ウクライナに対する核兵器の不使用(条件付=後述)だけでなく、ウクライナの独立・主権の尊重やウクライナに対する武力の不行使が規定されており、今回のロシアによるウ

---

39) “Ukraine Should Not Have Given Up Nuclear Weapons under Budapest Memorandum, Says Ukraine’s FM,” *New Voice of Ukraine*, 21 February 2022, at <https://english.nv.ua/nation/ukraine-should-not-have-given-up-nuclear-weapons-under-budapest-memorandum-says-ukraine-s-fm-50218555.html> (accessed on 19 November 2022).

40) “Kyiv Signing of Budapest Memorandum ‘Political Mistake’,” *Mehr News Agency*, 25 February 2022, at <https://en.mehrnews.com/news/184284/Kyiv-signing-of-Budapest-Memorandum-political-mistake> (accessed on 19 November 2022). 実際、1994年のブダペスト覚書署名の直後に、ミッテラン大統領はウクライナのクチマ大統領に対して、「この文書を信用してはいけない。いずれ後悔する時がくる」と述べたという。会川晴之「木語：仕掛けられたワナ」『毎日新聞』2022年4月21日。

41) ソ連崩壊時における旧ソ連の核兵器の扱いにつき、浅田正彦「ソ連邦の崩壊と核兵器問題(1)(2・完)」『国際法外交雑誌』第92巻6号(1994年2月)1-33頁、第93巻1号(1994年4月)9-36頁、同「旧ソ連の核兵器問題関連文書」『岡山大学法学会雑誌』第43巻4号(1994年3月)443-469頁参照。

42) UN Doc. A/49/765-S/1994/1399, 19 December 1994, Annex I.

クライナ侵攻は、ブダペスト覚書のあからさまな無視・違反ということになる（それ以前に国連憲章違反である）。

しかし、ウクライナによる核兵器の放棄についていえば、当時、核兵器は物理的にはウクライナ領域内に所在し、ウクライナ兵がそれを警備していた（行政的管理）が、ウクライナがそれらを発射できる技術的な能力（運用的管理）を有している訳ではなかった<sup>43)</sup>。しかも、技術的に使用することのできない核兵器の保有に固執したままであれば、また、たとえその後技術的な点について変化があったとしても、核兵器の保有に固執したままであれば、ウクライナは今日のような国際的な地位や評価（とりわけ西側諸国との関係）を得ることはできなかつたように思える<sup>44)</sup>。

他方で、今回のロシアによる核の威嚇は、いわゆる消極的安全保証の信頼性を大きく傷つけることになった。消極的安全保証とは、核兵器国が、NPTにおいて核兵器を放棄した非核兵器国に対して、核兵器を使用しないことを約束するもので、NPT作成の当時から非核兵器国の側が強く求めてきたものである。そして実際、核兵器国の側からは、NPTの将来を決めた1995年のNPT再検討・延長会議の直前に、一方的宣言の形で、NPTの締約国である非核兵器国に対して消極的安全保証が提供されており、5核兵器国が同時に行ったものとしては、それらが最新のものである。無条件で消極的安全保証を提供するとした中国を除く4核兵器国は、事実上同内容の条件付の保証を行った。すなわち、自国またはその同盟国に対して核兵器国と連携または同盟して（in association or alliance）侵略その他の攻撃を行わない限り、NPTの締約国である非核兵器国に対して核兵器を使用しない、というもの

---

43) 「行政的管理 (administrative control)」および「運用的管理 (operational control)」につき、Dunbar Lockwood, "Ukraine Delays Vote on START; U.S. Offers Incentives, Warnings," *Arms Control Today*, Vol. 22, No. 10 (December 1992), p. 28. 浅田「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (1)」18頁参照。

44) Cf. François Diaz-Maurin, "Why Putin's Betrayal of Ukraine Could Trigger Nuclear Proliferation," *Bulletin of the Atomic Scientists*, 1 June 2022, at <https://thebulletin.org/2022/06/why-putins-betrayal-of-ukraine-could-trigger-nuclear-proliferation/> (accessed on 25 November 2022).

であった<sup>45)</sup>。

ブダペスト覚書は、1995年のNPT再検討・延長会議に先立つ1994年12月に署名されたものであるが、消極的安全保証については、上記の一方的宣言とほぼ同内容の以前に行われた条件付消極的安全保証の一方的宣言を、「ウクライナの場合について」再確認したものである<sup>46)</sup>。それらの一方的宣言は法的拘束力がないものと考えられているが、覚書それ自体についても、用いられている用語<sup>47)</sup>や関係国の立場などから<sup>48)</sup>、法的拘束力を持たない文書と考えることができるし、一般にそのように考えられている<sup>49)</sup>。したがって、同覚書における消極的安全保証は法的なものではないということになる。

多くの既存の約束（上記の消極的安全保証の一方的宣言のほか、国連憲章や欧州安全保障協力会議最終文書などにおける約束）をウクライナとの関係で再確認するに過ぎないブダペスト覚書における唯一の新しい点は、同覚書における約束に関し問題が生じた場合には、署名4ヶ国が「協議する」としている点であった<sup>50)</sup>。実際、2014年のクリミア危機の際には、ウクライナの要請で協議が行われたが、ロシアは欠席した<sup>51)</sup>。ウクライナは、ロシアによ

---

45) See, e.g., UN Doc. A/50/153-S/1995/263 (US), 6 April 1995, Annex, p. 2.

46) UN Doc. A/49/765-S/1994/1399, op. cit., Annex I, para. 5.

47) 本文でも後述のように、覚書のほとんどの規定が、既存の「義務 (obligation)」や「約束 (commitment)」を「再確認 (reaffirm)」するものであるということに加えて、唯一の新たな取決めとして問題発生の際の協議については「will」という法的拘束力のない文書で用いられる用語が使用されている。

48) ただし、ウクライナは例外であり、同国は2014年にブダペスト覚書を国連に登録している。しかし、登録しているという事実は、当該文書の法的性格に関する国連事務局の判断を含蓄するものではない。Ernst Martens, “Article 102,” in Bruno Simma et al. (eds.), *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 3rd ed., Vol. II (Oxford U.P., 2012), p. 2093.

49) Masahiko Asada, “International Law of Nuclear Non-proliferation and Disarmament,” *Recueil des Cours*, tome 424 (2022), pp. 558–569; Mariana Budjeryn and Andreas Umland, “The Breach of the Budapest Memorandum and the Nuclear Non-Proliferation Regime,” in Oxana Schmies (ed.), *NATO’s Enlargement and Russia: A Strategic Challenge in the Past and Future* (ibidem Press, 2021), p. 177; Craig R. Myers, “Opinion – Signed, Sealed and Irrelevant: The Impact of the Budapest Memorandum,” *E-International Relations*, 19 April 2022, p. 1.

50) UN Doc. A/49/765-S/1994/1399, op. cit., Annex I, para. 6.

51) “US/UK/Ukraine Press Statement on the Budapest Memorandum Meeting,” 5 March 2014.



る侵攻直前の2月21日にも通算で4回目となる協議の要請を行ったものの<sup>52)</sup>、反応はなかった<sup>53)</sup>。

こうしたブダペスト覚書に定める約束の無視が何度も行われるとなると、そこに含まれる消極的安全保証の信頼性も損なわれることになる<sup>54)</sup>。それはウクライナとの関係のみならず、およそ消極的安全保証一般に対する信頼性の低下につながることになる<sup>55)</sup>。非同盟諸国を中心に、法的拘束力のある消極的安全保証が繰り返し要求されていることには、理由がない訳ではないのである。のみならず、こうした消極的安全保証のあからさまな無視に繋がりがねない行動は、核兵器国に対する不信を助長し、さらには自国の安全のために核兵器の取得に関心を示す国の出現（あるいはその口実）にもつながりがねない問題を孕んでいるといえよう<sup>56)</sup>。このように、ウクライナにおけるロシアの行動は、上述の核抑止の濫用の問題に加えて、別の観点からも核不拡散上重大な問題をはらむものとなっているといえるのである。

そのような中で開かれたのが、第10回NPT再検討会議である。そこで次に、同会議においてロシアの問題、さらには核兵器の使用をめぐる問題がどのよ

52) Ministry of Foreign Affairs of Ukraine, “Comment of the Ministry of Foreign Affairs of Ukraine on the Request for Consultations on the Budapest Memorandum,” 22 February 2022. See also “Ukraine Now Has Neither Weapons Nor Security: Zelenskyy Demands Budapest Memorandum Consultations,” *Euromaidan Press*, 19 February 2022, at <https://euromaidanpress.com/2022/02/19/ukraine-now-has-neither-weapons-nor-security-zelenskyy-demands-budapest-memorandum-consultations/> (accessed on 17 November 2022).

53) Ralf Lewandowski, “From Russia without Law: The Shredding of the Budapest Memorandum and its Significance for Future Security Guarantees,” *Völkerrechtsblog*, 14 April 2022, at <https://voelkerrechtsblog.org/from-russia-without-law/> (accessed on 19 November 2022).

54) もっとも、まだ核兵器は使用されていないので、厳密にはこの点での違反には至っていない。

55) See Sylvia Mishra, “The Ukraine Crisis and the Global Nuclear Order,” Truman Center for National Policy, 4 March 2022, at <https://www.trumancenter.org/issues-posts/the-ukraine-crisis-and-the-global-nuclear-order> (accessed on 3 September 2022).

56) 核拡散そのものではないが、ウクライナ戦争開始後、ポーランドのドゥグ大統領は核共有に関してアメリカにアプローチしたと述べている。Julian Borger, “Poland Suggests Hosting US Nuclear Weapons amid Growing Fears of Putin’s Threats,” *Guardian*, 5 October 2022, at <https://www.theguardian.com/world/2022/oct/05/poland-us-nuclear-wars-russia-putin-ukraine> (accessed on 18 November 2022); Gabriela Rosa Hernández, “Poland Reignites Nuclear Sharing Conversation,” *Arms Control Today*, Vol. 52, No. 9 (November 2022), p. 29.



うに議論されたかについて、主としてその成果文書案の変遷を辿ることによって検討することにしよう。

## 2. 第10回 NPT 再検討会議

### (1) NPT 再検討会議の構成

2020年に予定されていた第10回 NPT 再検討会議は、新型コロナウイルスの蔓延により4回にわたって延期された後<sup>57)</sup>、最終的に2022年8月1日～26日の4週間、ニューヨークの国連本部において151カ国が参加して開催された<sup>58)</sup>。日本からは岸田首相が出席するなど、ハイレベルの参加を得て行われた再検討会議であったが、結果的には、2015年の前回に続いて最終文書を採択することなく閉幕することとなった。ただし、会議の最終日に、2026年に第11回再検討会議を開催すること、2023年、2024年、2025年に準備委員会を開催すること、2023年の準備委員会前に再検討プロセスのさらなる強化のため作業部会を開催することが合意されている<sup>59)</sup>。

NPTの再検討会議は、3つの主要委員会(Main Committee)とそのそれぞれの補助機関(Subsidiary Body)に分かれてNPTの運用状況を検討するという形態をとり、主要委員会Iは核軍縮と消極的安全保証(補助機関1も同様)を、主要委員会IIは不拡散・保障措置と非核兵器地帯(補助機関2は中東を含む地域問題)を、主要委員会IIIは原子力の平和利用とその他の規定(補助機関3はそれに加えて再検討プロセス)を扱うものとされた<sup>60)</sup>。

---

57) Sergey Batsanov, Vladislav Chernavskikh, and Anton Khlopkov, “10<sup>th</sup> NPT Review Conference: The Nonproliferation and Peaceful Uses of Nuclear Energy Pillars,” *Arms Control Today*, Vol. 52, No. 8 (October 2022), 13; “TPNW Seeks a Presence at NPT Conference but Opinions Divided,” *Asahi Shimbun*, 22 August 2022, at <https://www.asahi.com/ajw/articles/14696886> (accessed on 21 September 2022).

58) NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.2, 26 August 2022, para. 17.

59) NPT Doc. NPT/CONF.2020/DEC.2, 26 August 2022.

60) 主要委員会につき、NPT Doc. NPT/CONF.2020/1, 20 May 2019, pp. 45–46 (Annex V). 補助機

主要委員会と補助機関が同一の事項を扱う場合には、主要委員会が主として過去の運用状況の検討を行い（最終文書の再検討部分となる）、補助機関が主として将来に向けての勧告や約束をとりまとめる作業を行う（最終文書の勧告部分となる）という形で分業体制がとられた。

これまで、第2回（1980年）、第4回（1990年）、第5回（1995年）、第7回（2005年）、第9回（2015年）の再検討会議で、条約の再検討について合意文書を採択することができなかったが<sup>61)</sup>、その原因は、主として核軍縮の問題（特に包括的核実験禁止）をめぐる対立や地域問題（特に中東問題）をめぐる対立にあった。前回の2015年の再検討会議で最終文書を採択できなかったのは、中東問題をめぐる対立に原因があり、アメリカ、イギリス、カナダの3国が採択に反対したためであったが<sup>62)</sup>、今回はロシアの反対で最終文書が採択できなかった（米英ロというNPTの3寄託国が2回連続で再検討会議最終文書不採択の原因となったということになる）。

再検討会議の最終日（8月26日）、議長のスラウビネン大使（アルゼンチン）は、「残念ながら、本日、1締約国から特定の反対が伝えられた」と述べ<sup>63)</sup>、ロシアの反対のため最終文書の採択が不可能となったことを明らかにした。そしてロシアは、最終文書案への反対の理由として、その反対は「政

---

関につき、NPT Docs. NPT/CONF.2020/DEC.1, 1 August 2022; NPT/CONF.2020/CRP.2, op. cit., para. 15.

- 61) したがって、NPT再検討会議が2回連続して再検討の文書の合意に失敗したのは今回が初めてではない。2回連続でまとまらなかった例は過去にないという記述もあるが（例えば『読売新聞』2022年8月27日）、必ずしも正確ではない。おそらく1995年の再検討・延長会議においては、延長決定を始めとしていくつかの文書が採択されたことから、同会議は成功したと考えられているためであろうが、少なくとも条約の運用の検討については同会議では合意に達することができなかったのであり、1990年の再検討会議に続く2回連続の失敗であった。1995年の会議における再検討の失敗につき、浅田正彦「NPT延長会議における無期限延長の決定——そのコンセンサス採択をめぐる——」『岡山大学法学会雑誌』第45巻1号（1995年12月）526頁参照。
- 62) NPT Doc. NPT/CONF.2015/SR.15, 15 June 2015, paras. 11-20. 福田毅「中東非大量破壊兵器地帯構想」『NPTハンドブック』（日本戦略研究フォーラム、2017年）36、39-40頁参照。
- 63) United Nations, “Non-Proliferation Treaty Review Conference Ends without Adopting Substantive Outcome Document due to Opposition by One Member State,” DC/3850, 26 August 2022.

治的要素のある」5つのパラグラフに関係しており、修正を求めたが応じられなかったために反対したと説明した（いずれのパラグラフかは特定しなかった）<sup>64</sup>。そこで、以下、ロシアの主張を中心に、再検討会議の文書案の変遷を跡づけることで、ロシアの反対理由について検討することにしよう。

なお、今回の再検討会議では、各主要委員会の「報告書」案も、再検討会議全体としての「最終文書」案も、いずれも当初案、改訂版、再改訂版という形で2回の改訂が行われており、それぞれにつき3つのバージョンが存在することになる。他方、補助機関の「報告書」案については、改訂がされなかったもの（補助機関2）、1回改訂されたもの（補助機関3）、2回改訂されたもの（補助機関1）がある。再検討会議全体としての「最終文書」案は、各主要委員会および各補助機関の報告書案の最終版（いずれの報告書案も最終合意できなかったが<sup>65</sup>）を基礎に、それらを再編してとりまとめる形で当初案が作成され、2度の改訂が行われた<sup>66</sup>。また、採択できなかった最終文書案の最終版（再改訂版）は、議長の作業文書の形で会議文書として残されている<sup>67</sup>。

## （2）ロシアの主張と文書の変遷

### （a）ザポリージャ原発をめぐる問題

ロシアが特に問題としたのは、主要委員会Ⅱの報告書に由来するザポリージャ原発に関する記述と、主要委員会Ⅰの報告書に由来する消極的安全保証（NSA）関連のブダペスト覚書に関する記述である。

---

64) Ibid. 国連の会議報告は、最終文書案が5つのパラグラフにおいてザポリージャ原発に言及しているとして、ロシアが反対であった5つのパラグラフとは同原発に言及のある項目であることを示唆するが、定かではない。

65) 「核兵器不拡散条約（NPT）第10回運用検討会議について—その2：主要委員会での議論及び最終文書が採択されなかった理由等」[ISCN Newsletter] 第309号（2022年9月）13頁。

66) それらの文書およびその他の再検討会議関連文書は、以下で入手できる。<https://www.un.org/en/conferences/npt2020/documents> (accessed on 30 September 2022); <https://reachingcriticalwill.org/disarmament-fora/npt/2022/documents> (accessed on 21 September 2022).

67) NPT Doc. NPT/CONF.2020/WP.77, 26 August 2022.

欧州最大級といわれるウクライナのザポリージャ原発はロシア軍が支配(管理)下においているが、NPT再検討会議の開催中に、連日のように原発の敷地への砲撃があり、会議においても両国がいずれも相手側による攻撃であるとして非難し合うというやり取りが繰り返された<sup>68)</sup>(同時期に安保理の会合も開催され、同様な議論が交わされた<sup>69)</sup>)。NPTは原発への攻撃の問題を扱ってはいないが、原発への攻撃は、場合によっては核兵器の使用と同等かそれ以上の影響をもたらす可能性があり、国際原子力機関(IAEA)では1980年代に、平和利用の原子力施設に対する攻撃を禁止する国際規則の採択を求める決議が繰り返し採択されてきた<sup>70)</sup>。同じく1980年代には、ジュネーブの軍縮委員会/軍縮会議(CD)において原子力施設の攻撃を禁止する条約案の交渉が行われていた<sup>71)</sup>。

68) その後のIAEAによるザポリージャ原発への訪問においても、いずれの側による攻撃かは明確にされなかった。なお、その後、11月19日と20日にも、ザポリージャ原発の敷地に対して十数回の砲撃があった。IAEA, "Press Release: Update 129 - IAEA Director General Statement on Situation in Ukraine," 20 November 2022, at <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/update-129-iaea-director-general-statement-on-situation-in-ukraine> (accessed on 21 November 2022).

69) UN Doc. S/PV.9109, 11 August 2022, pp. 16-19.

70) See, e.g., IAEA Docs. GC(XXVII)/RES/407, 14 October 1983; GC(XXIX)/RES/444, 27 September 1985; GC(XXXI)/RES/475, 25 September 1987; GC(XXXIV)/RES/533, 21 September 1990. See also IAEA Doc. GC(53)/DEC/13, 18 September 2009. これらの決議や決定は、すべての加盟国に対して、平和目的のすべての原子力施設に対する武力攻撃を禁止する拘束力のある国際規則の採択を目指してあらゆる努力を行うよう要請する(RES/407, para. 2; RES/444, para. 3)、平和目的の原子力施設に対する武力攻撃と武力による威嚇は、国連憲章、国際法およびIAEA憲章の諸原則の違反を構成すると考える(RES/444, para. 2)などとしている。

71) 1979年の米ソ共同提案から始まった放射性兵器(radiological weapons)禁止条約交渉では、当初の段階から(1980年~1981年)、スウェーデンが同条約の中に原子力施設攻撃禁止の規定を含める旨の提案を行い、1982年には、日本がIAEAの保障措置が適用されるすべての原子力施設を攻撃しないとする同条約選択議定書の作成を提案する一方、スウェーデンが放射性兵器禁止と原子力施設攻撃禁止の2つの議定書の作成を提案するなどしていた。*United Nations Disarmament Yearbook*, Vol. 5 (1980), pp. 13, 280, 290; Vol. 6 (1981), pp. 248, 251-252, 255-256; Vol. 7 (1982), pp. 352, 353-354, 357-358. See also CD Docs. CD/32 (US), 9 July 1979; CD/323-CD/RW/WP.37 and Corr.1 (Japan), 1 and 3 September 1982, Annex, pp. 1-2. しかし、CDでは、攻撃禁止対象の範囲や苦情申立ての手續などで関係国間の調整がつかず、交渉は進展しなかった。See, e.g., CD Doc. CD/1027 (Report of the Ad Hoc Committee on Radiological Weapons), 6 August 1990, Annex II (Report of Contact Group B), pp. 12-16. なお、関連国連総会決議として、see,

今回の NPT 再検討会議は、いずれの側からの攻撃かが特定できない中、8月14日の主要委員会 II の報告書の当初案では、その再検討部分において、「……ウクライナのザポリージャ原子力発電所やその近辺 (near) において行われている軍事活動……およびウクライナの権限のある当局による管理の喪失に重大な懸念を表明<sup>72)</sup>」し、その勧告部分において、「安全 (safety) およびセキュリティ (security) ならびにウクライナの包括的保障措置協定に基づくザポリージャ原子力発電所における IAEA の検認活動の効果的な実施を確保するため、同原子力発電所の管理を権限のあるウクライナ当局に戻すよう要求する (calls for)<sup>73)</sup>」、としていた。この文言は、8月18日の改訂版では、再検討部分と勧告部分の双方において、ザポリージャ原発以外にも「ウクライナ国内のその他の施設または場所」への言及が追加されたほか、いくつかの修文が行われたが、全体の趣旨はほぼ同様であった<sup>74)</sup>。

ところが8月21日の再改訂版では、再検討部分において、「ロシア連邦によって行われた軍事活動の結果として (due to military activities conducted by the Russian Federation)」ウクライナの権限のある当局による管理が喪失されたとして<sup>75)</sup>、ロシアの軍事活動でウクライナの管理が失われたことが明記された。その上で、勧告部分において、「ザポリージャ原子力発電所……の管理をロシア連邦から権限のあるウクライナ当局に戻すよう (restoration of control by the Russian Federation to the competent Ukrainian authorities)

---

e.g. UN Docs. A/RES/37/99C, 13 December 1982, para. 2; A/RES/38/188D, 20 December 1983, para. 2; A/RES/39/151J, 17 December 1984, para. 2; A/RES/40/94D, 12 December 1985, para. 4; A/RES/41/59A, 3 December 1986, para. 4; A/RES/41/59I, 3 December 1986, paras. 1, 2; A/RES/42/38B, 30 November 1987, para. 4; A/RES/42/38F, 30 November 1987, paras. 1-3; A/RES/43/75C, 7 December 1988, para. 4; A/RES/43/75J, 7 December 1988, paras. 1-3; A/RES/44/116A, 15 December 1989, paras. 1-3; A/RES/44/116T, 15 December 1989, para. 4; A/RES/45/58F, 4 December 1990, para. 4; A/RES/45/58J, 4 December 1990, paras. 1, 3; A/RES/46/36E, 6 December 1991, para. 4; A/RES/47/52B, 9 December 1992, para. 4.

72) NPT Doc. NPT/CONF.2020/MC.II/CRP.1, 14 August 2022, para. 33.

73) Ibid., para. 63.f.

74) NPT Doc. NPT/CONF.2020/MC.II/CRP.1/Rev.1, 18 August 2022, paras. 30, 31, 63.f.

75) NPT Doc. NPT/CONF.2020/MC.II/CRP.1/Rev.2, 21 August 2022, para. 31.

要求する」として、ロシアによる原発占拠の事実も明記された<sup>76)</sup>。こうして再改訂版では、ロシアによる軍事活動や原発占拠の事実が強調されることでロシア非難のトーンが強まった。これが主要委員会IIの報告書最終案となり、8月22日付の再検討会議全体としての最初の「最終文書」案に(再検討部分におけるロシア連邦への言及は削除されたもの<sup>77)</sup>、勧告部分はそのまの形で<sup>78)</sup>盛り込まれることになった。

その後、おそらくはロシアの反対を受けて、8月25日の最終文書案の改訂版においては、再検討部分での若干の修文に加えて<sup>79)</sup>、勧告部分において、「ザポリージャ原子力発電所その他のウクライナ国内の施設および場所など、武力紛争区域にあるIAEAの保障措置の対象である原子力施設その他の場所に対するウクライナの権限のある当局の管理を確保すること、および、……IAEAにアクセスを提供することが最重要であること (paramount importance) を強調する<sup>80)</sup>」という文言へと大きく修正された。この文言は、最終文書案の最終バージョンとなる同日の再改訂版でも維持された<sup>81)</sup>。

こうしてロシアへの言及は消えた<sup>82)</sup>。しかし、ウクライナ当局による管理を確保することが重要だということは、事実上ロシアに対して管理をウクライナに戻すよう求めているのであり、文言上はともかく、内容的にはロシアによる占拠を問題としている点は変わっていなかった。その点がロシアによる拒否につながったのであろう。国連幹部によれば、ロシア側関係者はこれ(最終文書再改訂版)で大丈夫だと話していたようで、全体としての合意が

---

76) Ibid., para. 63.g.

77) NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.1, 22 August 2022, para. 34.

78) Ibid., para. 160.6.

79) 「ウクライナの包括的保障措置協定に基づく保障措置の対象となっている原子力発電所その他の施設または場所、特にザポリージャ原子力発電所」やその近辺で行われている軍事活動に対し重大な懸念を表明するとされたが、実質的な変化はない。NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.1, 25 August 2022, para. 34.

80) Ibid., para. 188.50.

81) NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2, 25 August 2022, paras. 34, 187.50.

82) 最終的にはこの文脈における「ロシア」への言及はすべて消えた。

可能だとの感触もあったようであるが、本国から拒否の指示があったようだと指摘されている<sup>83)</sup>。

最終文書案の再改訂版（＝最終版）では、ザポリージャ原発の安全にかかる懸念が他の項目においても記載されており、「ウクライナの原子力施設および核物質、特にザポリージャ原子力発電所の安全とセキュリティに重大な懸念を表明する」と共に、より一般的に、「平和目的に利用されている原子力施設に対する攻撃や攻撃の威嚇に対して重大な懸念を表明する」との記載もあった<sup>84)</sup>。こうした記載も、ロシアによる反対につながったのかも知れない<sup>85)</sup>。

なお、武力紛争時における原発の保護に関しては、1977年のジュネーブ諸条約第1追加議定書に関連規定がある。その第56条において、「危険な力を内蔵する工作物・施設」としての原子力発電所やその併設ないし近傍 (in the vicinity) 施設等への攻撃については、たとえそれが軍事目標であったとしても、その攻撃が危険な力を放出することで住民に重大な損失をもたらす場合には禁止するとされるが（1項<sup>86)</sup>、原発が軍事行動に対する「常時の、重要なかつ直接の支援を行うために電力を供給」しており、攻撃がこれを終了させるための「唯一実行可能な方法」である場合には、その原発への保護は消滅するとされる（2項（b））ほか、原発の併設・近傍施設等の軍事目標への攻撃も、それが軍事行動に対する「常時の、重要なかつ直接の支援」を

---

83) 『読売新聞』2022年8月28日。

84) NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2, op. cit., paras. 99, 100.

85) ロシアは、原子力の平和利用を扱った主要委員会Ⅲにおいて、ウクライナに言及するすべてのパラグラフの削除を要求した。Gaukhar Mukhatzhanova, “10<sup>th</sup> NPT Review Conference: Why It Was Doomed and How It Almost Succeeded,” *Arms Control Today*, Vol. 52, No. 8 (October 2022), p. 23.

86) 第56条は「危険な力を内蔵する」工作物・施設への攻撃に関する規定であるが、対象をダム、堤防、原発の3つに限定している。起草過程では石油関連施設などに拡大する提案もあったが、おそらくは危険な力を内蔵するものではないとして採用されなかった。Yves Sandoz, Christophe Swinarski and Bruno Zimmermann (eds.), *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (Nijhoff, 1987), pp. 668–669, paras. 2149–2150.



行っており、攻撃がこれを終了させるための「唯一実行可能な方法」である場合には、その保護は消滅するとされる（2項（c））。したがって、原発自体に対しては、軍隊等への電力供給がない限り攻撃が禁止されるが、原発の敷地や近傍の軍事施設や軍隊に対しては、軍事行動への支援の態様によっては攻撃が禁止される訳ではないということになる。さらに、紛争当事国は、工作物・施設に対する攻撃からの防御のための施設である場合を除き、原発の近傍に軍事目標を設けることを「避けるよう努める」ものとされる（5項）。こうした規則で十分であるかについては議論もあろうが<sup>87)</sup>、少なくとも今回のロシア軍によるザポリージャ原発の占拠についていえば、規則の適否以前の問題として、遵法意識の欠如があったように思える<sup>88)</sup>。

## (b) ブダペスト覚書をめぐる問題

ロシアが問題としたもう1つの点は、ブダペスト覚書への言及である。ソ連崩壊の年である1991年の半ばの時期には、ロシアに加えて、ウクライナには約4000発、カザフスタンには約2000発、ベラルーシには約1200発の核兵器

---

87) ジュネーブ諸条約第1追加議定書第56条全体との関係であるが、前述の軍縮会議におけるスウェーデンの提案（原子力施設攻撃禁止）は、同国によると、第1追加議定書の規定が原子力発電所のみをカバーするに過ぎないこと、およびその禁止の目的が周辺の住民の保護に限定されていることを考慮したものという。*United Nations Disarmament Yearbook*, Vol. 6 (1981), p. 251.

88) ザポリージャ原発の安全に関しては、2022年8月にグテーレス国連事務総長が原発周辺を非武装地帯とすることを提案したが、ロシアによって拒否されている（施設がより脆弱となるとの理由）。その後、IAEAのグロッシ事務局長も、同年9月に同様の提案を行っているが、実現には至っていない。こうした提案が、念頭に置いているのかは定かでないが、ジュネーブ諸条約第1追加議定書第60条には、紛争当事者の合意によって設置される「非武装地帯（demilitarized zones）」に関する規定がある。See “Russia Rejects Proposal for Demilitarized Zone around Zaporizhzhia Nuclear Plant,” *Meduza*, 19 August 2022, at <https://meduza.io/en/news/2022/08/18/russia-rejects-proposal-for-demilitarized-zone-around-zaporizhzhia-nuclear-plant> (accessed on 21 November 2022); Ross Peel, “Zaporizhzhia: Proposals for Demilitarised Zone around Europe’s Biggest Nuclear Power Plant Are Unprecedented – Expert Reveals,” *The Conversation*, 7 September 2022, at <https://theconversation.com/zaporizhzhia-proposals-for-demilitarised-zone-around-europes-biggest-nuclear-power-plant-are-unprecedented-expert-reveals-189927> (accessed on 21 November 2022).



が存在しており<sup>89)</sup>、その後のクーデタ未遂事件を受けて戦術核兵器はすべてロシアへと移送されたが、ソ連の崩壊時にも、相当数の戦略核兵器がそれら3共和国に残されていた。ソ連の崩壊後、関係国間の交渉の結果、ソ連のNPT上の核兵器国としての地位はロシアのみが引き継ぐこととし、他の3共和国は自国に存在するすべての核兵器をロシアに移送するなどして除去し、非核兵器国としてNPTに加入することが合意された<sup>90)</sup> (1992年のリスボン議定書や同年の3国首脳それぞれからのプッシュ大統領宛書簡など<sup>91)</sup>)。

そうした取決めに最後まで抵抗したのはウクライナ (とりわけ同国議会) であり、同国を説得する切り札の1つとなったのが、米英口3国とウクライナが署名した1994年12月の「ブダペスト覚書」である (仏中両国も別途の声明で関連した内容の約束を行った)。この覚書は、一部では、核兵器国が核兵器の取得を放棄した非核兵器国に対して核兵器の不使用を約束するいわゆる消極的安全保証のみを定める文書であるかのように受け取られているが、先にも述べたように、そのみを規定している訳ではない。消極的安全保証に加えて、覚書は、ウクライナに対して武力による威嚇や武力の行使を行わない義務や、独立・主権や現行国境の尊重などの約束を再確認している<sup>92)</sup>。したがって、そもそも2014年のクリミア併合の際にも、ロシアはブダペスト

---

89) 1991年8月のクーデタ未遂事件前のソ連における核兵器の配備状況につき、浅田「旧ソ連の核兵器問題関連文書」467-468頁参照。

90) この間の経緯につき、浅田「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (1) (2・完)」参照。ウクライナからの核弾頭の移送は、1996年6月1日に完了したとされる。Diaz-Maurin, "Why Putin's Betrayal of Ukraine Could Trigger Nuclear Proliferation," op. cit.

91) リスボン議定書は、ソ連の崩壊を受けて、1991年の米ソ戦略兵器削減条約 (START) をソ連側につきロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタンの4国で履行するものとし、ロシア以外の3国には非核兵器国としてNPTに加入することを義務づけたものである (STARTはリスボン議定書と共に1994年12月5日に発効)。リスボン議定書署名時には、ロシア以外の3共和国には戦略核兵器しか残されていなかった。そのため、STARTを利用して解決が図られたものである。浅田「ソ連邦の崩壊と核兵器問題 (2・完)」10頁。なお、関連文書につき、"Select Documents from the Lisbon Ministerial Meeting on May 23," *Arms Control Today*, Vol. 22, No. 5 (June 1992), pp. 34-36. 藤田久一・浅田正彦編『軍縮条約・資料集 (第3版)』(有信堂、2009年) 150-165頁、浅田「旧ソ連の核兵器問題関連文書」451-457頁参照。

92) UN Doc. A/49/765-S/1994/1399, op. cit., Annex I, paras. 1, 2, 5.

覚書に違反していたことになるが、その時もそして今回も、ロシアは、核兵器を使用しておらず覚書の違反はないと強弁しているほか<sup>93)</sup>、今回のウクライナ侵攻後は、プーチン大統領が、ウクライナにおける状況は革命であって「新しい国家が成立したのであり、その新たな国とは何らの義務的文書にも署名したことはない」などとして強引に正当化している<sup>94)</sup>。

今般の再検討会議では、主要委員会Iの報告書が、8月12日の当初案において、「1994年のウクライナによるNPTへの加入に関連した安全の保証に関する覚書」としてブダペスト覚書に言及し、覚書に従って「関連締約国の引き受けた国際義務 (international obligations of the relevant States parties)」が引き続き重要であることに留意するとしていたが<sup>95)</sup>、その後、8月16日の改訂版においては、当初案のブダペスト覚書のみに限定した記述を改め、より一般的に、「[ブダペスト覚書]に基づく約束 (commitments) を含む、非核兵器国である [NPT] 締約国への安全の保証に関する現行の義務および約束 (obligations and commitments) のすべての核兵器国による完全な履行の重要性を再確認する」との表現に変わり<sup>96)</sup>、8月19日の再改訂版でもこれが維持された<sup>97)</sup>。ブダペスト覚書との関係における用語が当初案の「義務 (obligations)」から「約束 (commitments)」に変わっているが、これは、

---

93) ロシアのラブロフ外相は、クリミアの事態について、ブダペスト覚書はウクライナに対して核兵器を使用しないことを約束したに過ぎず、ロシアは覚書に違反していないと述べていたが、これはブダペスト覚書の内容を誤解したものである。Steven Pifer, “Mr. Lavrov, Russia, and the Budapest Memorandum,” Brookings, 28 January 2016, at <https://www.brookings.edu/blog/order-from-chaos/2016/01/28/mr-lavrov-russia-and-the-budapest-memorandum/> (accessed on 19 November 2022).

94) Tamás Vaski, “The Budapest Memorandum: A Deal That Should Have Ensured Peace in Ukraine,” *Hungary Today*, 6 March 2022, at <https://hungarytoday.hu/budapest-memorandum-hungary-ukraine-russia/> (accessed on 22 September 2022); David S. Yost, “The Budapest Memorandum and the Russia-Ukraine Crisis,” *Texas National Security Review (War on the Rocks)*, 10 June 2015, at <https://warontherocks.com/2015/06/the-budapest-memorandum-and-the-russia-ukraine-crisis/> (accessed on 22 September 2022).

95) NPT Doc. NPT/CONF.2020/MCI/CRP.1, 12 August 2022, para. 42.

96) NPT Doc. NPT/CONF.2020/MCI/CRP.1/Rev.1, 16 August 2022, para. 45.

97) NPT Doc. NPT/CONF.2020/MCI/CRP.1/Rev.2, 19 August 2022, para. 48.

同覚書が法的な文書ではないということ（前述）から、精確を期して、義務ではなく約束という用語に変更したと思われる。

再検討会議全体の最終文書案は、当初案では主要委員会 I の報告書案の文言をそのまま盛り込んだもので、その改訂版も再改訂版も、当初案から若干の修文はあるものの、内容的にはそのままの形が維持された。したがって、ここでも、主要委員会 I の当初案以降ロシアへの直接の関連が若干弱められた表現へと変わったが、ブダペスト覚書を含むとして、同覚書に特に言及していることから、この項目の意図がロシアによる同覚書違反を指摘することにあるのは明らかであった。それゆえロシアはこの項目にも反対したのである。

この会議において注目されたのは、何ととっても、ロシアによるウクライナ侵攻とその過程における核兵器使用の威嚇であった。再検討会議冒頭のハイレベル一般討論では、この点を取り上げてロシアを非難する発言が相次いだ。例えばドイツのベアボック外相は、冒頭からロシアによる侵略に言及し、この戦争は「転換点」であるとして、ロシアは核兵器を放棄した国を攻撃することで、ブダペスト覚書において自らが与えた保証に違反しただけでなく、侵攻開始以来、核のレトリックを繰り返すことで、NPT が50年間で達成したすべてのものを危険にさらしたと述べて、ロシアを痛烈に批判した<sup>98)</sup>。同様にスウェーデンのリンデ外相も、ロシアのウクライナに対する侵略を最も強い表現で非難するという発言から始め、ロシアによる侵略と核兵器使用の威嚇は、国連憲章を含む国際法のはなはだしい違反であるし、「核戦争に勝者はなく、決して戦ってはならない」という2022年1月3日の5核兵器国首脳による声明とはまったく対照的な行動であるとして非難した<sup>99)</sup>。

---

98) “Germany: Statement by Foreign Minister Annalena Baerbock at the 10th Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” 1 August 2022.

99) “Government Offices of Sweden, Ministry of Foreign Affairs: Statement Delivered by H.E. Ann Linde, Minister for Foreign Affairs, at the 10<sup>th</sup> NPT Review Conference, General Debate, United Nations, New York,” 2 August 2022.

こうした発言<sup>100)</sup>を反映する形で<sup>101)</sup>、最終文書の当初案には、主要委員会 I および補助機関 1 の報告書案（それぞれの改訂版、再改訂版）に由来する項目として、再検討部分において、再検討会議は「核のレトリックと核の威嚇の増大、そしてその国際の平和および安全ならびに [NPT] の完全性と信頼性に対する影響に懸念を表明する」という文言が<sup>102)</sup>、また勧告部分において、核兵器国は即時の措置として、「とりわけ軍事的な強制、威嚇および脅迫のために、危険なレトリックや核兵器の使用の直接的および間接的な脅しを行

100) 本文に述べたドイツ、スウェーデンのほか、当然のことながらアメリカ、イギリス、オーストラリア、ポーランド、欧州連合などの国、国際機関も異口同音に（アメリカはブダペスト覚書に言及しつつ）ロシア批判を行った。See “Secretary Antony J. Blinken’s Remarks to the Nuclear Non-Proliferation Treaty Review Conference, UN Headquarters, New York,” 1 August 2022; “United Kingdom: Graham Stuart, MP,” 1 August 2022; “Tenth Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: Statement by Senator the Hon Tim Ayres,” 1 August 2022; “Statement of the Deputy Minister of Foreign Affairs of the Republic of Poland, His Excellency Marcin Przydacz at the General Debate of the 10th Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons (NPT),” 2 August 2022; “European Union: General Statement, 10<sup>th</sup> Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons (NPT),” 1 August 2022. こうした批判に対してロシアは答弁権を行使し、ロシアはブダペスト覚書の義務を厳格に履行しており、その中には核兵器を使用または使用すると威嚇を行わないという約束が含まれる（これは正しくない。ブダペスト覚書には威嚇を行わないという約束は含まれていない＝浅田）、ロシアがウクライナで核兵器を使用すると威嚇を行っているという批判には根拠がなく、ロシアが核兵器の使用を想定している 2 つのシナリオはウクライナの状況には関係しない、ロシアが抑止戦力を一時的に特別任務態勢に置いたのは、西側核兵器国による NATO の介入の可能性に関する敵対的行動や挑発的発言のゆえである、などと述べた。“Statement by the Representative of the Delegation of the Russian Federation in Exercise of the Right of Reply,” (2 August 2022).

101) 再検討会議における国別のステートメントとは別に、55 ヵ国 + EU は共同声明を発し、「理由のない、正当化できないロシアのウクライナに対する侵略戦争」を再度最も強く非難し、「ロシアの危険な核のレトリック、行動、挑発的な発言」に遺憾の意を表し、「ブダペスト覚書においてロシアがウクライナに提供した安全の保証を裏切るロシアの行動を非難する」などと述べた。“Joint Statement at the Tenth Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” (date not given), paras. 3, 5, 6.

102) See NPT Docs, NPT Doc. NPT/CONF.2020/MC.I/CRP.1/Rev.1, op. cit., para. 16; NPT/CONF.2020/MC.I/CRP.1/Rev.2, op. cit., para. 16; NPT/CONF.2020/CRP.1, op. cit., para. 113. なお、主要委員会 I の報告書案の改訂版と再改訂版とでは、該当部分の表現が若干異なる。最終文書案の当初案に含められたのは再改訂版の表現である。

うことを控える」ことを約束する、という文言が含まれていた<sup>103)</sup>。しかし、その後の最終文書案の改訂（改訂版、再改訂版）において、前者の文言は削除され、後者の文言は、「核兵器国は、核兵器の使用に関するいかなる扇動的なレトリック（any inflammatory rhetoric）をも控えることを約束する」というより一般的な表現となった<sup>104)</sup>。こうした変化の背後にはロシアの強い反対があったことが容易に想像される。しかし、ロシアは、この文言であっても自らに向けられた批判であると受け取った可能性がある。

### （３） 中国の主張と西側諸国の反論

#### （a） オークスをめぐる問題

今回の再検討会議は、ロシア 1 国の反対で決裂したかのような印象を与えたが、それ以外にもいくつかの点で会議参加国の間に大きな意見の対立が見られた<sup>105)</sup>。「はじめに」でも触れたように、中国による強い主張が目立った。

中国が問題としたのは、オークスと核共有の問題であり、中国は主要委員会 II において、「2つの主要な問題」としてこの2つに言及した。

オークス（AUKUS）とは、アメリカのバイデン政権が、イギリス、オーストラリアとの間で構築した安全保障の新たな枠組みであり、これを通じて米英両国がオーストラリアによる通常兵器搭載の原子力潜水艦（原潜）の導入を支援するというものである。この計画が問題とされたのは、第1に、原潜の推進装置である原子炉では、軽水炉で使用される低濃縮ウランではなく、

---

103) NPT Docs. NPT/CONF.2020/MC.I/SB.1/CRP.1/Rev.1, 15 August 2022, para. 23.c; NPT/CONF.2020/MC.I/SB.1/CRP.1/Rev.2, 17 August 2022, para. 27.c; NPT/CONF.2020/CRP.1, op. cit., para. 152.32.c. なお、補助機関 1 の報告書案の改訂版と再改訂版とでは、後者において当該部分に若干の加筆が行われている。最終文書案の当初案に含まれたのは再改訂版の表現である。

104) NPT Docs. NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.1, op. cit., para. 188.37; NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2, op. cit., para. 187.37. こうした文言に変更された理由として、非核兵器国の主張（核による脅しの間に区別を設けることは有用ではなく、すべての核使用の脅しは国際法違反として非難すべき）が反映されたとの指摘がある。See Hernández and Kimball, “Russia Blocks NPT Conference Consensus over Ukraine,” op. cit., p. 28.

105) 多くの反論権の行使があった事実はそのことを示している。Mukhatzhanova, “10<sup>th</sup> NPT Review Conference,” op. cit., p. 21.

核拡散のリスクがあるとされる高濃縮ウランが使用される点、そして第2に、IAEAの保障措置は、基本的に平和利用の核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認するためのものであり、すでに軍事利用されている核物質は保障措置の対象とはならない点に係る。

実際、包括的保障措置協定のモデルともいえるIAEAの文書INFCIRC/153では、そのパラ1において、保障措置の目的について、「国の領域内もしくはその管轄下でまたは場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質および特殊核分裂性物質につき、その物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認することのみを目的として」（傍点引用者）保障措置を受諾する約束を含むべきとして、上記の点が明記されている<sup>106)</sup>。さらにパラ14において、平和利用の核物質を非爆発的軍事利用（原潜における利用はその典型例である）のために使用する場合には、保障措置の適用から除外されることとなり、その場合には、適用除外の期間中、当該核物質を核兵器その他の核爆発装置の製造に使用しないことを明確にすること、当該核物質が当該活動から外れて平和的原子力活動に戻った場合には再度直ちに保障措置が適用されることなどが定められている<sup>107)</sup>。

中国は、オカスの原潜導入計画について、「前例のないもの」であり、アジア太平洋諸国の安全保障上の脅威であると共に、IAEAの保障措置に対する新たな挑戦であって、教科書レベルの核拡散であるとした上で、IAEAに特別委員会を設置して検討を行うよう提案していると述べた<sup>108)</sup>。中国はまた、この点についての作業文書を提出し、こうした主張のほか、本件はイランや朝鮮半島の核問題への取組みに大きなマイナスの影響を与えるとも指摘した上で、3国に対して決定を取り消すよう求めた<sup>109)</sup>。

---

106) IAEA Doc. INFCIRC/153, para. 1.

107) Ibid., para. 14 (a) (ii), (b).

108) 主要委員会IIにおける中国の発言（2022年8月8日）。

109) NPT Doc. NPT/CONF.2020/WP.50 (China), 27 December 2021, paras. 1, 2, 5, 7.

これに対してイギリスが答弁権を行使し、オーカスは NPT で容認されているとして、特別委員会の設置提案を拒否した。併せてオーカスの3国は、この点について説明する作業文書を提出し、原子力推進装置における協力は NPT 上の義務と保障措置協定に完全に合致して行われること、提供される動力装置は核物質を取り出すことが極めて困難で、取り出せば運転できなくなるように設計されたものとなること、原子炉内の核物質はさらに化学的な加工（そのための施設をオーストラリアは持たない）をしないと核兵器には直接利用できないものとなることなどを説明した<sup>110)</sup>。

この問題は、扱い方によっては、核拡散の温床になる可能性も皆無ではない。かつて1980年代後半に、カナダが通常兵器搭載の原子力潜水艦の導入と、INFCIRC/153のパラ14の利用を検討したことがあるが、核拡散の可能性の観点から導入を見送った経緯がある<sup>111)</sup>。パラ14に基づくオーストラリアとIAEA との間の「取決め (arrangement)」の交渉と締結は、今後の前例となることから、できる限りの情報開示を行いつつ、慎重に進める必要がある。この点に関してIAEAのグロッシ事務局長は、2022年6月の理事会において、「これまで3国の示している関与と透明性に対して満足の意を表したい」と述べている<sup>112)</sup>。

今回の再検討会議の最終文書案では、この点について、「海軍の原子力推進の問題は、[NPT] 締約国の関心事」であり、この問題に関する「透明で

---

110) NPT Doc. NPT/CONF.2020/WP.66 (Australia, UK, US), 22 July 2022, paras. 2, 3, 10.

111) See Marie-France Desjardins and Tariq Rauf, *Opening Pandora's Box?: Nuclear-Powered Submarines and the Spread of Nuclear Weapons*, Aurora Papers 8 (Canadian Centre for Arms Control and Disarmament, 1988).

112) "IAEA Director General's Introductory Statement to the Board of Governors," 6 June 2022, at <https://www.iaea.org/newscenter/statements/iaea-director-generals-introductory-statement-to-the-board-of-governors-6-june-2022> (accessed on 22 September 2022). 中国は、2022年のIAEA総会において反AUKUS決議の採択の努力を行っていたが、インドがAUKUSを支持するなどとしたため多数を得る見込みがなくなり、最終的に決議案を取り下げることになった。Rajeswari Pillai Rajagopalan, "At IAEA, India Supports AUKUS," *The Diplomat*, 3 October 2022, at <https://thediplomat.com/2022/10/at-iaea-india-supports-aucus/> (accessed on 7 October 2022).



オープンな討議の重要性」に留意する、とする文言が盛り込まれていた<sup>113)</sup>。

## (b) 核共有をめぐる問題

中国がもう1つ問題としたのは核共有である。核共有を実践している NATO によれば、「核共有 (nuclear sharing)」とは、同盟国の安全を保障するため、限定された数の核兵器をヨーロッパの一定の場所 (非核兵器国内) に展開するもので、武力紛争において NATO が核の任務を遂行する場合には、それらの核兵器を同盟国の特定の核・非核両用航空機で運搬するが、そうした核任務は NATO の核計画グループ (NPG) の明示的な承認とアメリカ大統領およびイギリス首相の許可を受けた後にのみ行うことができるとされており、核兵器の共有ではない、とされる。そして NPT との関係については、1960年代に NPT 交渉が始まったとき、NATO の核共有取決めはすでに存在しており、NPT はそれを禁止しない形で作成されたと指摘し、また、欧州にあるアメリカの核兵器はアメリカの保管と管理 (custody and control) の下にあり、NPT を完全に遵守しているとしている<sup>114)</sup>。

中国は、こうした核共有それ自体が核拡散であるとして批判した。その上で、アメリカは核共有政策を放棄し、海外に配備されているすべての核兵器を撤去して自国に戻すよう主張した。同時に、こうした核共有がアジア太平

---

113) NPT Doc, NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2, op. cit., para. 36.

114) North Atlantic Treaty Organization, "NATO's Nuclear Sharing Arrangements," February 2022, at [https://www.nato.int/nato\\_static\\_fl2014/assets/pdf/2022/2/pdf/220204-factsheet-nuclear-sharing-arrange.pdf](https://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/2022/2/pdf/220204-factsheet-nuclear-sharing-arrange.pdf) (accessed on 19 November 2022). 核共有の詳細は不明なところがあるが、一般には、「二重鍵システム (two-key/dual-key system)」として説明される。すなわち、核兵器の使用については、第1の鍵として、アメリカが決定権を持っているが、ホスト国であるヨーロッパの国も、第2の鍵として、使用の決定に対する拒否権を持つというものである。Mohamed I. Shaker, *The Nuclear Non-Proliferation Treaty: Origin and Implementation, 1959-1979*, Vol. I (Oceana Publication, 1980), pp. 242-243; Mika Hayashi, "NATO's Nuclear Sharing Arrangements Revisited in Light of the NPT and the TPNW," *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 26, No. 3 (2021), p. 473. なお、津崎直人『ドイツの核保有問題——敗戦から NPT 加盟、脱原子力まで——』(昭和堂、2019年) 4、75-76頁、岩間陽子『核の1968年体制と西ドイツ』(有斐閣、2021年) 53-54、337-338、340頁参照。



洋にも拡大する兆しがあるとして、日本を名指しつつ、「最近、日本その他の国がアメリカとの『核共有』の希望を繰り返し表明している」とし、核共有のモデルをアジア太平洋地域において複製する試みは核の拡散であり、地域の国は決然としてこれに反対し、必要ならば容赦なく反撃するであろう、と述べた<sup>115)</sup>。

これに対してアメリカは答弁権を行使し<sup>116)</sup>、NATO の核共有は NPT と完全に合致するとし、核兵器国が核兵器の絶対的な管理<sup>117)</sup> と保管を維持していると主張した。そして、上述の NATO の説明と同様、この取決めは NPT 発効の1970年以前から NATO において採用されてきたもので、NPT 交渉中においても議論され、NPT 自体 NATO の立場を反映したものとなっているとした上で<sup>118)</sup>、これを取り上げて批判した中国に対して、次のような反批判を展開した。

すなわち、中国はこうした長い歴史を無視して核共有を批判することで、

---

115) 主要委員会 II における中国の発言 (2022年8月8日)。

116) “Senior Advisor Countryman – Right of Reply in Main Committee II,” at <https://www.state.gov/wp-content/uploads/2022/08/Right-of-Reply-delivered-in-Main-Committee-II-of-the-NPT-Review-Conference.pdf> (accessed 29 August 2022). なお、日本も答弁権を行使し、日本政府において核共有が議論されているという事実はないと述べた。

117) NPT における「管理 (control)」とは、「既存の核兵器国の同時に行われる決定なくして核兵器を発射させる権利または能力」と定義され、単独で核兵器を使用する権利・能力をいうものとされる。これは1966年3月のアメリカ条約案修正案の第4条(c)に規定されていたもので、次注の MLF 構想と深く関連するものであったが、その後、NATO による同構想の放棄と共に条約案から消えていった。Mohamed I. Shaker, *The Nuclear Non-Proliferation Treaty: Origin and Implementation, 1959-1979*, Vol. III (Oceana Publication, 1980), p. 945; Mason Willrich, *Non-Proliferation Treaty: Framework for Nuclear Arms Control* (Michie Company, 1969), p. 79. 黒沢満『軍縮国際法の新しい視座——核兵器不拡散条約体制の研究——』(有信堂、1986年) 36、51-52頁。

118) NPT の交渉においてソ連は、西ドイツが NATO 内で核兵器の運用に関与することになるとして、アメリカの「多角的核戦力 (MLF)」構想 (核兵器搭載艦船に NATO 加盟国の軍人が混合乗船し共同運用する構想で、核兵器使用の決定についてはアメリカが拒否権を持つが、他の参加国も決定に影響力を持つものとされた) に反対し続けたが、NATO の新たな「核計画グループ (NPG)」と核共有政策は受け入れた (黙認した) とされる。George Fischer (translated by David Willey), *The Non-Proliferation of Nuclear Weapons* (Europa Publications, 1971), p. 75; Willrich, *Non-Proliferation Treaty*, op. cit., pp. 77-78. 津崎『ドイツの核保有問題』142、144-145、176頁。

自国の核兵器増強から注意を逸らそうとしている、東アジアで核兵器を増強しているのは中国と北朝鮮だけである、過去12年間に6隻の原子力潜水艦と72発の核弾頭を太平洋地域に導入した、などとして批判した。また、核兵器を搭載しない潜水艦（オカスの原潜のこと）に関する透明性を要求しながら、自国はすべての核兵器国の中で最も透明性の低い国であり、中国はプルトニウム生産国の中で唯一保有プルトニウムについてIAEAに報告を行っていない国であると指摘した<sup>119)</sup>。さらに、核兵器の削減のペースが遅いと批判があるが、中国は今後数年間で核兵器を3倍に増強しようとしており<sup>120)</sup>、それでもNPTの趣旨と合致すると信じていると皮肉った。

こうしたアメリカによる批判にも表れているように、中国は、自国をターゲットにしたとも思える項目、すなわち、①兵器用核分裂性物質の生産停止と②透明性確保に関する最終文書の当初案の記述に強く反発した<sup>121)</sup>。その

119) 5核兵器国、日本、ベルギー、ドイツ、スイスの9カ国が策定した「プルトニウム管理指針」を指していると思われる。同指針は、各国のプルトニウム利用政策と各年末時点におけるプルトニウム保有量（未照射プルトニウムと使用済燃料中のプルトニウム）を公表することを規定している。IAEA Doc. INFCIRC/549, 16 March 1998, Guidelines for the Management of Plutonium, para. 14, Annex B, Annex C. これまで中国は、未照射プルトニウム保有量はゼロ、使用済燃料中のプルトニウム量については対象外として公表していない。『核不拡散ポケットブック』（日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散科学技術センター、2010年）923頁。

120) 米国防総省の2021年の報告書によれば、中国はその保有する核兵器（現在350発といわれる）を2027年までに700発、2030年までには少なくとも1000発に増やすとみられている。See Hans M. Kristensen and Matt Korda, “Chinese Nuclear Weapons, 2021,” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 77, No. 6 (2021), pp. 318, 320; *SIPRI Yearbook 2022: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford U.P., 2022), pp. 382-383. もっとも、核兵器の増強は中国に限ったものではなく、イギリスも2021年3月に発表した『統合レビュー（Integrated Review）』において、国際的な安全保障環境の変化を理由に、保有する核弾頭の上限を180発から260発に引き上げることを明らかにしている。同国は2010年には、その保有する核弾頭の上限を2020年代半ばまでに225発から180発に削減する意図を表明していた。HM Government, *Global Britain in a Competitive Age: The Integrated Review of Security, Defence, Development and Foreign Policy, Presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty*, CP 403 (March 2021), p. 76. See also Claire Mills, “Integrated Review 2021: Increasing the Cap on the UK’s Nuclear Stockpile,” *House of Commons Library Briefing Paper*, No. 9175 (19 March 2021), p. 2.

121) Arms Control Association, “Press Release: NPT Review Outcome Highlights Deficit in Disarmament Diplomacy, Divisions between Nuclear Rivals,” 26 August 2022. 『読売新聞』2022年

結果、前者については、最終文書の当初案では、NPT 締約国は、「[兵器用核分裂性物質生産禁止条約] の交渉と発効までの間、核兵器その他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産に関し即時のモラトリアムを宣言しかつ維持するよう要求する (call for)<sup>122)</sup>」(傍点引用者)とされていた文言が、改訂版では、NPT 締約国は、「核兵器国に対して、核兵器その他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産に関しモラトリアムを宣言しまたは既存のモラトリアムを維持するよう要求する<sup>123)</sup>」という文言に弱められ、さらに最終バージョンたる再改訂版では、これに関する項目が完全に削除されるに至った<sup>124)</sup>。また中国は、条約履行に関する透明性確保(報告制度)についての最終文書案の文言に強硬に反対し、議長は説得に苦労したが、最終的には本国からの訓令を仰いでようやく受け入れたといわれている<sup>125)</sup>。

このように、今回の再検討会議では、ウクライナ侵略を背景にしたロシアの強硬な主張が最終文書不採択の直接の原因となったが、その裏でさほどの注目を集めなかったものの、中国がロシアに劣らぬ強硬姿勢を明確に示すようになった点が注目される。これまでの NPT 再検討会議における中国の基本的な姿勢は、いわゆる平場では途上国や非同盟国に寄り添うような発言を行いつつ、同時に他の核兵器国との一定の協調も重視するという態度で、全体としてローキーを維持してきた。悪者になることと孤立することを避けてきたのである。しかし、今回は違った。自ら進んでアメリカを中心とする西側諸国を痛烈に批判し、同時に自国に不都合な記述については明確に削除を要求するというヴォーカルでアサーティブな姿勢に変わった。この点において今回の再検討会議は、大きな転換点となった可能性もあり、今後の再検討会議に大きな不安材料を残すことになったといえよう。

---

8月28日。

122) NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.1, op. cit., para. 152.20.

123) NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.1, op. cit., para. 188.21.

124) NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2, op. cit.『読売新聞』2022年8月27日。

125) “The Tenth NPT Review Conference: Reflections of President Gustavo Zlaouinen,” 8 September 2022, at <https://www.youtube.com/watch?v=iz-YmZ-MIX0> (accessed on 10 September 2022).

#### (4) 核兵器の使用をめぐる問題

以上が、今回の再検討会議で顕著であったロシアと中国の主張と、その最終文書案への影響であるが、最終文書案における変遷との関連で別途注目すべき点として、非核兵器国の安全保証に関する記述と、核兵器の先制不使用に関する記述がある。いずれもロシアによるウクライナ侵攻後のロシアによる核使用の脅しとの関連でも注目される事項である。

##### (a) 消極的安全保証

前者の非核兵器国の安全保証は、非核兵器国は安全保障の強力な手段としての核兵器を自発的に放棄したのであるから、核兵器国は非核兵器国に対して核兵器を使用しないこと（消極的安全保証）を約束すべきであるとして、先にも触れたように、非核兵器国の側がNPTの作成当初から一貫して要求してきたものである。この点について、最終文書の当初案では、その勧告部分において、補助機関1の報告書案に由来する文言として<sup>126)</sup>、核兵器国は、核兵器の全廃までの暫定的な措置として、「いかなる場合にも（under any circumstances）、非核兵器国である [NPT] 締約国に対して核兵器を使用しまたは使用すると威嚇を行わないことを約束する<sup>127)</sup>」という文言が記載されていたが、その改訂版では、「いかなる場合にも」という表現が削除され<sup>128)</sup>、さらに再改訂版では、「それぞれの国の声明に従って」という文言が加えられた<sup>129)</sup>。再改訂版で加えられた文言は、非核兵器国の安全保証に関する宣言が核兵器国ごとに異なっていることを反映したものとと思われるが、安全の保証が無条件でないことを明確にしたものともいえる。

126) NPT Docs, NPT/CONF.2020/MC.I/SB.1/CRP.1, 12 August 2022, para. 17.a; NPT/CONF.2020/MC.I/SB.1/CRP.1/Rev.1, op. cit., para. 20.b; NPT/CONF.2020/MC.I/SB.1/CRP.1/Rev.2, op. cit., para. 22.b.

127) NPT Doc, NPT/CONF.2020/CRP.1, op. cit., para. 152.27.b.

128) 併せて、「暫定的な措置として (as interim measures)」という文言も削除された。NPT Doc, NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.1, op. cit., para. 188.32.b.

129) NPT Doc, NPT/CONF.2020/CRP.1/Rev.2, op. cit., para. 187.32.b.

## (b) 核兵器の先制不使用

核兵器の先制不使用は、非核兵器国の安全保証とは異なり、非核兵器国との関係というよりも、むしろ主として核兵器国相互間において、核兵器を先制的に使用しないことを約束し、それによって通常戦争が核戦争へとエスカレートするのを回避しようとするものである。すべての核兵器国がこうした約束を行えば、核兵器の使用の可能性はなくなるとも主張されてきた。

他方で、通常戦力で劣る核兵器国やその同盟国、核兵器以外の大量破壊兵器（化学兵器や生物兵器）の脅威の下にある核兵器国やその同盟国は、通常兵器その他の非核兵器による侵略その他の攻撃を抑止すべく、核兵器の先制使用の選択肢の放棄には慎重な姿勢を示してきた。

この点に関する最終文書案の記述は、当初案では、その勧告部分において、補助機関 1 の報告書案に由来する文言として<sup>130)</sup>、軍事ドクトリン等との関係で、「核兵器国は先制不使用のドクトリンを採用すべき」としていた<sup>131)</sup>。しかし、その改訂版以降、この先制不使用に関する記述は削除されている。

先制不使用政策については、バイデン政権がその採用を検討していたが、これに対して、日本や英仏などアメリカの同盟国がそうした政策を採用しないよう働きかけたといわれ<sup>132)</sup>、2022年3月に完成したバイデン政権下の『核態勢見直し（Nuclear Posture Review）』においても、アメリカは、「アメリカやその同盟国および連携国の死活的利益を守るため、極端な状況において

130) 補助機関 1 の当初案と改訂版では、「先制不使用ないし唯一目的ドクトリン（no-first use or sole purpose doctrines）」とされていたが、再改訂版で「先制不使用」とされた。NPT Docs. NPT/CONF.2020/MC.I/SB.1/CRP.1, op. cit., para. 5; NPT/CONF.2020/MC.I/SB.1/CRP.1/Rev.1, op. cit., para. 6; NPT/CONF.2020/MC.I/SB.1/CRP.1/Rev.2, op. cit., para. 6. 唯一目的とは、核兵器保有の目的を先行する核兵器の使用に対するものだけに限定するというもので、基本的に先制不使用と同様のドクトリンであるが、両者は異なるとする主張もある（「先制不使用」はあらかじめ使用に対する制約を宣言するものであるが、「唯一目的」は保有の理由を宣言するもので、必ずしも使用に対する制約を意味しないとす）。Ankit Panda and Vipin Narang, "Sole Purpose is not No First Use: Nuclear Weapons and Declaratory Policy," *Texas National Security Review (War on the Rocks)*, 22 February 2021, at <https://warontherocks.com/2021/02/sole-purpose-is-not-no-first-use-nuclear-weapons-and-declaratory-policy/> (accessed on 19 February 2022).

131) NPT Doc. NPT/CONF.2020/CRP.1, op. cit., para. 152.15.

132) 『読売新聞』2021年11月10日。

のみ核兵器の使用を考慮する」として、非核兵器による攻撃に対して核兵器を使用する可能性を排除していない<sup>133)</sup>。ロシアが核兵器の先制使用の可能性を認めていることは、すでに述べた通りである<sup>134)</sup>。

以上のような最終文書案における核兵器の使用に関する記述の変化や削除は、いずれも関連の核兵器国や核同盟国による主張を受けて変更されたものと思われる。これらは、何とかして最終文書を採択したい再検討会議議長らの努力を反映したものであろうが<sup>135)</sup>、同時に、全体として核兵器国の主張が強硬であったことも窺わせるものである。

## おわりに

2020年は、NPTの発効から半世紀、NPTの無期限延長決定から4半世紀の節目に当たる年であった。同年開催予定の第10回NPT再検討会議は、コロナ禍のため2022年に延期されたが、それが節目となる会議であるのは明らかであった。しかし、延期された2年の間に、ロシアによるウクライナ侵攻とそれに伴う核使用の威嚇、そしてTPNWの発効とその第1回締約国会議の開催という、核兵器との関係で重大な出来事が相次いで起こった。

前者は、他国に邪魔されることなく侵略を完遂するという邪悪な目的のた

---

133) US Department of Defense, “Fact Sheet: 2022 Nuclear Posture Review and Missile Defense Review,” (date not given), at <https://media.defense.gov/2022/Mar/29/2002965339/-1/-1/1/FACT-SHEET-2022-NUCLEAR-POSTURE-REVIEW-AND-MISSILE-DEFENSE-REVIEW.PDF> (accessed on 31 August 2022); Daryl G. Kimball, “Biden Policy Allows First Use of Nuclear Weapons,” *Arms Control Today*, Vol. 52, No. 3 (April 2022), pp. 32-33.

134) 前述の、ロシアが核兵器の使用の権利を留保している2つの場合を参照。英仏両国も先制不使用政策を採用していない。中国は、「いかなる時もいかなる場合にも、核兵器を最初に使用しない」とする無条件の先制不使用の宣言を行っているが、同国の宣言的政策は、無条件の消極的安全保証を含め、その信頼性に疑問がもたれている。See, e.g., UN Doc. A/S-12/11, 28 April 1982, p. 3, para. 4.

135) スラウピネン議長は、会議後のウェビナーにおいて、投票で最終文書を採択する可能性を真剣に考えたが、再検討会議の書記を始めとして、投票すればシステムを壊してしまう悪い前例となるなどとする反対があった旨を明らかにしている。“The Tenth NPT Review Conference: Reflections of President Gustavo Zlauvinen,” *op. cit.*

めに核抑止が利用され、皮肉にもそれが効果を発揮しうることを示した。このことは、核抑止論に対して新たな視点を加えることになった。今後、核兵器国と核同盟国は、究極的には核抑止により安全保障を確保するという政策を維持しつつ、ロシアのように邪悪な目的のために核抑止が利用されるといいう可能性をいかに排除するかという困難な課題を背負うことになったといえよう。

同時に、1994年にウクライナが自国に残されていた旧ソ連の核兵器を放棄するのと引き換えに得た安全の保証は完全に無視された。ウクライナが、核兵器を放棄しなかったらよかったと考えたとしても、当然であろう。こうしたことは核拡散の危険にも直結しかねないのであり、ロシアのウクライナ侵攻はこうした点にも重い課題を突き付けたといえる。

そのような中で開かれた TPNW の第 1 回締約国会議の議論はやや期待外れであった。TPNW を生んだ哲学が「いかなる場合にも核兵器が決して再び使用されないことを保証する」(前文)ということであったとすれば、締約国会議でウクライナにおける核使用の威嚇の問題について突っ込んだ議論がなされてしかるべきであったが、そうはならなかったからである<sup>136)</sup>。

これに対して NPT の再検討会議は、最終文書の採択には失敗したものの、そこにおける議論はある意味では期待通りであった。ロシアの問題を正面から取り上げて議論し、表現が弱まったとはいえ、最後までロシアによる核関連の蛮行に矯正を求める記述が残されていたからである。NPT は、一部の核保有国が参加していないものの、5 核兵器国のすべてを含む 191 の締約国を擁しており、核兵器に係る国際秩序を体現したレジームであって、核不拡

---

136) 浅田正彦「核兵器禁止条約の第 1 回締約国会議：NPT との関係めぐって」『国問研戦略コメント』2022-09 (2022年 7 月 13 日)。締約国会議で採択されたウィーン宣言は、①「核兵器使用の威嚇に驚き、狼狽し (alarmed and dismayed)」たとし、②「明示的であれ黙示的であれ、状況を問わず、あらゆる (any and all) 核の威嚇を明確に非難する」と述べているが、世界が目にして現実に照らして、①あまりに微温的、②あまりに一般的な表現である。TPNW Doc. TPNW/MSP/2022/CRP, 8, 23 June 2022, para. 4. もっとも、TPNW 諸国は NPT 再検討会議においてもローキーに徹し、自らの TPNW に関する主張を最終文書に含めるよう強く主張することはなかった。Mukhatzhanova, "10<sup>th</sup> NPT Review Conference," op. cit., p. 22.



散・核軍縮の楚である。そして、今後もそうであり続けるであろう。しかし同時に、今回の再検討会議からは、核抑止の根幹を変質させかねないロシアの行為によって、核不拡散が大きな課題を抱えていることも明らかとなった。中国の存在感が悪い方向で増してきたのも不安材料である。さらに、非核兵器国による核物質の非爆発的軍事利用（AUKUS）という新たな要素も加わりつつある。NPT体制の今後は波高しである。

(2022年11月脱稿)

(付記) 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（A）（課題番号21H04384、研究代表者・浅田正彦）の研究成果の一部である。